

フランスのディスクロージャー制度における 証券取引委員会の役割：株主総会時の情報の 整備(5)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

31

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

71

(終了ページ / End Page)

84

(発行年 / Year)

1994-04-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003411>

〔研究ノート〕

フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割 — 株主総会時の情報の整備(5) —

大 下 勇 二

目 次

I はじめに

II 株主総会時の情報に関する COB の基本的活動

1. COB の活動の概観
2. COB の基本的活動

(以上 第29巻第4号)

III COB 設立以前の法定公表制度の改革とCOBによる改革

1. 1807年商法典と株式会社設立の認可制度
2. 1863・67年の改革とその特徴
3. 1935・37年の改革とその特徴
4. 1966年の改革とその特徴
5. COB による改革とその特徴

(以上第30巻第1号)

IV 上場会社の株主総会の活性化に関する COB の活動

1. フランス企業の支配構造と企業の姿勢
2. フランスにおける個人株主の特徴
3. 個人株主の総会参加と株主総会の形骸化
4. 上場会社の株主総会の分散化・早期化
5. 上場会社の株主総会に対する個人株主の関心喚起

(以上第30巻第2号)

V 上場会社の年次報告書の整備

1. COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の法規制
2. COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の実践 — 企業の事例分析 —
3. COB 設立以降のフランス企業の年次報告書の法規制

(以上第30巻第3号)

(以上本号)

3. COB 設立以降のフランス企業の年次報告書の法規制

次に、COB 設立(1967年)以降の企業の年次報告書の法規制を、1966年商事会社法とその後の法令との関連で見ていきたい。

(1) 年次報告書の法規制

「年次報告書 (rapport annuel)」あるいは「年次プラケット (praquette annuelle)」自体が法規制の対象となっていないことは、1966年7月24日法律(以下「1966年商事会社法」と呼ぶ)と1967年3月23日適用デクレ(以下「1967年デクレ」と呼ぶ)までの規制と同様である。すなわち、法的に規制されるのは、理事会報告書、会計監査役報告書、決算書類等の個々の報告書・書類であり、これらを収容する年次報告書は法的には企業が自主的に作成していることになっている。

1966年商事会社法以降、当該法律に基づくディスクロージャー制度⁽¹⁾の基本的な枠組みは大きく変わっていない。しかし、企業集団規制の重要性の増大や EC レベルでの会計規制・証券規制の調和化作業の進展により、ディスクロージャー制度の手直しが必要となった。特に1980年代に入ると、一連の法令による改正が実施された。年次報告書収容の各報告書・書類の規制に係するものとして次の諸法令を挙げることができる。

- ・ 1970年12月31日法律第70-1322号
- ・ 1981年12月30日法律第81-1162号
- ・ 一般会計に関するプラン・コンタブルの規定を承認し企業に義務付ける1982年4月27日省令
- ・ 1978年7月25日 EC 理事会採択の第4号指令と商人および特定会社の会計義務との調和化にかかる1983年4月30日法律第83-353号(以下「1983年調和化法」と呼ぶ)と1983年4月30日法律第83-353号の適用および商人なら、

びに特定会社の会計義務に関する1983年11月29日デクレ第83-1020号（以下「1983年調和化法施行のためのデクレ」と呼ぶ）による改正。

- ・企業の倒産の防止と調停的解決に関する1984年3月1日法律第84-148号とその適用に係る1985年3月1日デクレ第85-295号による改正
 - ・連結計算書類に関する1985年1月3日法律第85-11号とその適用に係る1986年2月17日デクレ第86-221号による改正
 - ・1985年7月12日法律第85-705号による改正
 - ・貯蓄に関する1987年6月17日法律第87-416号
- ここで、年次報告書収容の各報告書・書類の規制におけるこれら諸法令の意義を簡単に見ておきたい。

① 1970年12月31日法律による規制

当該法律により、従業員のための株式の引受・購入のオプションが認められた。そこで、このオプションに関する情報を株主総会で報告する義務が課せられた。

② 1981年12月30日法律による規制

当該法律により、自己株式の取引に関する情報を株主総会で報告する義務が課せられた。

③ 一般会計に関するプラン・コンタブルの規定を承認し企業に義務付ける1982年4月27日省令による規制

当該省令は、EC第4号指令（年次計算書類）を受けて、フランスの会計原則たるプラン・コンタブル・ジェネラルの改正に関するものである。これにより、企業の計算書類の作成・表示の方法が改正された。

④ 1983年調和化法と同法の適用のためのデクレによる改正

1983年調和化法と同法の適用のためのデクレは、EC会社法第4号指令を国内化するためのもので、ディスクロージャー規制に関しては、1966年商事会社法の制度の基本的枠組みを手直しするものである。この改正で、株主総会で作成・提出義務のある報告書・書類は「営業報告書（rapport de gestion）」、「年次計算書類（comptes annuels）」、「会計監査役一般報告書」、「会計監査役特別報告書」となった。従来の「理事会報告書（rapport du conseil d'administration）」ないし「取締役

役会報告書（rapport du directoire）⁽¹²⁾」については、法規定上当該名称が用いられていたわけではなく、例えば、「理事会は経過年度の会社の状況とその活動に関する報告書を作成するものとする。」（1966年法律旧340条2項）、「理事会はその報告書の読み上げ後（以下省略）」（同法律旧157条1項）等の表現でその作成・提出義務が明示されていた。従って、法規定上「理事会報告書」の名称は規定されていなかった。

1983年調和化法による改正では、これを「営業報告書」の名称を用いて法律上正式に規定し、記載内容もいくつかを特定明示し拡大した。但し、株式会社の作成する営業報告書は実践上なお従来同様「理事会報告書」と呼ばれている⁽¹³⁾。

決算書類については、従来の「一般経営計算書」、「損益計算書」および「貸借対照表」を「年次計算書類」とした。この「年次計算書類」は「貸借対照表」、「成果計算書」および「注記・附属明細書」を包括する名称である。従って、総会で作成・提出される決算書類として、「一般経営計算書」と「損益計算書」が「成果計算書」に変わり、さらに「注記・附属明細書」が加わった。

「年次計算書類」の構成要素である「貸借対照表」、「成果計算書」および「注記・附属明細書」は解離不能一体（un tout indissociable）を形成する（1983年調和化法第1章8条3項）。

最も重要な点は、イギリス会社法上の「真実かつ公正な概観」に相当する「誠実な概観」がフランス会社法に導入されたことである。当該概念の導入はフランスの企業会計に大きなインパクトを与えた。

会計監査役の報告書（一般・特別報告書）の総会への作成・提出義務については従来と同様であるが、計算書類の作成に関する「誠実な概観」の概念の導入とともに、会計監査役の専門家としての判断の重要性が高まった。

⑤ 企業の倒産の防止と調停的解決に関する

1984年3月1日法律とその適用に係る1985年3月1日デクレによる規制

この法令は、企業倒産の防止の枠内で、一定規模以上の企業に対して、年次計算書類以外に次の財務・見積情報書類の作成を新たに義務付けるものである（1966年商事会社法新340-1条～340-3条

および1967年デクレ新244条～244-5条)。

すなわち、

- ・資金計算書
- ・見積資金計画表
- ・見積成果計算書
- ・流動資産(棚卸資産を除く)状況表と流動負債状況表

がこれである。上記会計書類は外部に公表されるものではないが(同法律新340-2条と340-3条)、従って内部書類であるが、これら書類を総会提出用の「営業報告書」の中で分析し、それらに関する情報を記載しなければならない⁽⁴⁾。この意味で、上記法令の規制は年次報告書の各報告書・書類の規制に関わりを有するものである。

⑥ 連結計算書類に関する1985年1月3日法律とその適用に係る1986年2月17日デクレによる規制

当該法令は、EC会社法第7号指令(連結計算書類)を国内化するために従来の1966年商社会社法の規定に連結計算書類に関する一連の規定を導入するものである。

これにより、原則として企業集団を形成するすべての商社会社に対して、「連結計算書類」と「グループ営業報告書」の作成、総会提出が法律上義務づけられた(1966年商社会社新357-1条、168条および157条)。従って、この規定の適用を受ける企業の年次報告書には、前出の「営業報告書」と「年次計算書類」に加えて、「グループ営業報告書」と「連結計算書類」が記載されることになる⁽⁵⁾。

⑦ 1985年7月12日法律第85-705号による規制

当該法律により、次の情報を「営業報告書」に記載することが義務づけられた。すなわち、

- ・フランス領土内に本社を有する会社における当期の重要な参加の取得(1966年商社会社法新356条1項)
- ・当社、当社の子会社およびそれが支配する会社の活動部門別の活動と成果(同法律新356条2項)
- ・自社の主要株主の氏名と変動(同法新356-3条)
- ・被支配会社の社名とそれが保有する当社の資本金部分(同法新356-3条)

である。従って、上記の連結計算書類の規制に続いて、子会社、参加会社及び被支配会社に関する情報や株式の相互持ち合いに関する情報等、企業集団に関わるディスクロージャー規制が強化された。

⑧ 貯蓄に関する1987年6月17日法律による規制

当該法律は退職貯蓄プランとその税制、従業員のための株式引受・購入のオプション、従業員による企業の購入、有価証券税制等に関わっている⁽⁶⁾。ディスクロージャー規制の観点からは、従業員のための株式引受・購入のオプションに係る規定が重要であって、これは前述1981年12月30日法律の規制を改正するものである。

以上、企業年次報告書収容の各報告書・書類の規制に関連する法令を見てきた。年次報告書自体が法的規制の対象となっていないのは従来と同様である。しかし、年次報告書を構成する各報告書・書類の規制については、特に1980年代に入って、ECレベルでの会計規制の調和化作業の進展と当該規制の国内化、企業集団規制の強化、インサイダー取引規制、企業倒産の予防、従業員の貯蓄保護等の目的で重要な手直しが実施されてきた。

次に、年次報告書に収容される各報告書・書類ごとに、その内容に対する法的規制とその変化を具体的に見ていきたい。

(2) 年次報告書を構成する各報告書の法規制

a. 営業報告書

前述のとおり、1983年調和化法により、すべての商社会社に対して当該報告書の総会作成・提出義務が課せられた(1966年商社会社法新340条1項)。但し、株式会社については、実践上、従来通り「理事会報告書」ないし「取締役会報告書」と呼ばれる。

営業報告書の作成は、従来の「総会招集日の20日前まで」から、次のように変わった(期限については1983年調和化法では変更されなかったが、後の1985年3月1日デクレ第85-295号第16条により変更された)。すなわち、会計監査役を有する会社の場合、「総会招集日の1ヶ月前まで」に、会計監査役を有しない場合は「開催日の15日前まで」に実施しなければならない。これは、前者のケースでは、招集日の1ヶ月前までに会計監査役の利用に委ねなければならない、後者のケースでは総会開催

日15日前までに株主に送付ないし社員の利用に委ねなければならないからである。

株式会社は会計監査役の設置を義務づけられているから、営業報告書の作成期限は総会招集日の1ヶ月前である(1967年デクレ新243条)。従って、1966年法律の当初規制より10日早められた。

営業報告書の内容の法的規制については、記載すべき情報を一般的な形でしか示していないもの(一般的要素)と、記載すべき情報を具体的に特定しているもの(特定要素)が規定され、1966年商社会社法の当初の規制に比べて内容が拡大され、また、より具体化されている。

営業報告書の一般的要素：

これは、1966年商社会社法新340条2項(1983年調和化法第2章商社会社に関する特則第3条により改正)規定の項目と、従来の1967年デクレ第148条規定の項目により構成される。

まず、前者の新340条2項規定の項目は1966年商社会社法の当初の規制にはなく、1983年調和化法により新たに加えられたものである。なお、当該規定はすべての商社会社の営業報告書に適用される。

また、後者のデクレ148条規定の項目は従来からのもので変わっていない。当該規定は、「理事会報告書」ないし「取締役会報告書」と呼ばれる株式会社の営業報告書だけに適用される。

すべての商社会社の営業報告書に共通する記載項目；まず、1966年商社会社法新340条2項によれば、「営業報告書は年度中の会社の状況、予見しうる変化、決算日と計算書類作成日との間に生じた重要な事実、研究・開発に関する活動を説明するものとする。」と規定され、当該規定から次の項目が記載すべき要素として挙げられる。すなわち、

- 一 経過年度の会社の状況
- 一 予見できうる変化
- 一 決算日と計算書類作成日との間に生じた重要な事実
- 一 研究・開発に関する活動

である。一般的な表現ではあるが、すべての商社会社の営業報告書はこれら4項目に関する情報を記載しなければならないことが新たに規定された。

株式会社の営業報告書に固有の記載項目；株式

会社の営業報告書(理事会報告書ないし取締役会報告書と呼ばれる)の内容は、上述の共通項目に加えて次のものを含まなければならない。この株式会社に固有の項目は、従来の規制によるもので変わっていない。

1967年デクレ148条1項によれば、「理事会は、…(中略)…経過年度の当社の活動と場合によりその子会社の活動、当該活動の成果、実現した進歩ないし遭遇した問題並びに将来の見通しを明瞭かつ正確に報告しなければならない。」と規定され、これから次の要素が記載項目として挙げられる。

すなわち、

- 一 経過年度の当社の活動
- 一 子会社の活動
- 一 当該活動の成果
- 一 実現した進歩
- 一 遭遇した問題
- 一 将来の見通し

の6項目である。これらも上述の共通項目と同様一般的な形で表現されているが、株式会社の営業報告書の作成にあたって、共通項目に加えて考慮しなければならない項目である。

以上の一般的な表現による「一般的要素」以外に、新たに特定の記載項目(特定要素)が規定された。

営業報告書の特定要素：

まず、(イ)子会社(filiales)、参加会社(participations)及び被支配会社(sociétés contrôlées)、(ロ)株式の相互持ち合い(participations réciproques)に関する通知と譲渡、(ハ)自己株式に対する当社の取引、(ニ)株式の引受・購入のオプション、(ホ)一定の財務・見積情報、に関する情報の記載義務が新たに規定ないし拡充された。

以下、各記載項目について見てみよう。

(イ)子会社、参加会社および被支配会社に関する情報(1985年7月12日法律により拡充)

1966年商社会社法新356条と新356-3条によれば、営業報告書は子会社、参加会社および被支配会社に関して一定数の情報を記載しなければならない。

すべての商社会社の営業報告書に共通する項目；法人格を有するすべての商社会社はその営業報告書に次のものを記載しなければならない。すなわち、

- －他の会社における重要な参加の取得と支配の取得（同法新356条1項）
- －当社、子会社および被支配会社の全体の活動と成果（同法新356条2項）

に関する情報である。

まず、他の会社における重要な参加の取得と支配の取得については、商事会社法新356条1項（1987年6月1日法律787-416号により最終改正）により、「会社が当期中に、フランス領土内に本社を持つ会社における参加でこれが当該会社の資本金の1/20, 1/10, 1/5, 1/3, 1/2に相当する部分を取得する時、当期の活動に関して社員に提出される報告書、場合により会計監査役報告書においてその記載が行われる。」と規定された。

これにより、従来は50%の場合のみであったのが拡大され、フランス領土内に本社を持つ他社の資本金の5%, 10%, 20%, 33.3%, 50%のいずれかに相当する株式を取得した場合には、その旨を営業報告書に記載する義務が新たに課せられた。

また、当社、子会社および被支配会社の全体の活動と成果の報告については、旧規定同様同法新356条2項により、「会社の理事会、取締役ないし業務執行社員は、その報告書において、当社、当社の子会社とそれが支配する会社の全体の活動と成果を活動部門別に報告する」。但し、「この会社が連結計算書類を作成し公表している時には、前述の報告は357-10条記載のグループ営業報告書に含めることができる。」と規定された。

これにより、子会社と被支配会社がフランス領土内に本社を持つか否かに関わりなく、当社、その子会社、被支配会社の全体の活動と成果に関する活動部門別の情報を営業報告書に記載する義務が引きつづき課せられた。また、当社が連結計算書類を公表している場合には、これら情報をグループ営業報告書に含めることが認められた。

なお、商事会社法新356条規定の情報を記載していない営業報告書は同法481条により6ヶ月～2年の禁固かつあるいは2千～6万フランの罰金が科せられる。

株式組織の会社に固有の項目；株式組織の会社（株式会社と株式合資会社）の営業報告書は、さらにその上、次の情報を記載しなければならない。

- －1966年商事会社法新356-1条と新356-2条を適用して受け取る情報に応じて、会社資本金の1/20, 1/10, 1/5, 1/3, 1/2, 以上を直接・間接に保有する個人・法人の氏名（1988年12月23日法律88-1201号により最終改正された1966年商事会社法新356-3条）
- －当期中に生じた変動（同法新356-3条）
- －被支配会社の社名とそれらが保有する当社の資本金部分（同法新356-3条）

である。すなわち、当社の会社資本金の5%, 10%, 20%, 33.5%, 50%以上を直接・間接に保有する個人・法人の氏名とその変動、さらに当社が支配する会社名と保有割合を株式会社の営業報告書に記載する義務が新たに課せられた。これにより、当社の主要株主の構成と当社が支配する会社が明かにされる。

なお、当該情報を記載しない営業報告書には、1966年商事会社法新481-1条（1985年7月12日法律により新設）により故意の場合に6千～12万フランの罰金が科せられる。

- （ロ）株式の相互持ち合いに関する情報（1985年7月12日法律により新設）

1966年商事会社法新法358条1項によれば、「株式組織の会社は、他の会社が10%を超えて当社の資本部分を保有しているならば、当該他の会社の株式を保有できない。」と規定され、一方が10%を超える株式の相互持ち合いを禁止している。さらに、同法新356-1条1項の規定から、他の会社の資本金の10%超を保有した会社は、当該状況の発生から起算して1ヶ月以内に当該他の会社に通知しなければならない。

10%超の参加の取得の通知は、もし参加の目標となる会社が参加を行う会社の株式を保有していないならば、目標となる会社にとって即時的影響を持つものではないが、将来、参加を行う会社の株式を取得することが禁止される。

これに対して、通知を受けた目標の会社が参加を行う会社の株式を保有しているならば、1年以内に法の禁止する相互持ち合いを解消しなければならない。

関係当事者間で状況解決のために見解が一致しない場合、両者の内、資本金のより少ない部分を保有する会社がその保有株式を譲渡しなければならない。

らない。もし相互の株式保有割合が同一ならば、各々が相互に10%を超えないようにその保有株式を減少させなければならない(同法新358条3項)。

一方の会社が他方の会社の株式を譲渡しなければならない時、当該譲渡は、株式の取得から1ヶ月以内に実施された通知から起算して1年以内に実施される(同法新358条4項、1967デクレ新249条)。

この10%超の相互持合い解消のための株式譲渡に関する情報を営業報告書に記載する義務が新たに課せられたのである(同デクレ新251条2項)。当該情報は、また、会計監査役報告書でも報告される。

なお、この情報を故意に記載していない営業報告書には、商事会社法新482条の規定により、6千～12万フランの罰金が科せられる。

(ハ) 自己株式に対する当社の取引に関する情報
(1981年12月30日法律により新設、1987年6月17日法律により一部改正)

① 従業員への付与のための株式の購入

従業員の企業成果への参加制度の枠内で従業員に株式を付与する会社や商事会社法新208-1条以下の規定の条件でその株式の購入オプションを認める会社は、これらの目的のためにその自己株式を買い戻す。買い戻した自己株式は、その取得から起算して1年以内に、従業員へ付与されあるいはオプションが認められねばならない(貯蓄に関する1987年6月17日法律により改正された1966年商事会社法新217-1条)。

1987年6月17日法律以降、上場の有無にかかわらず、すべての会社は当該購入を実施できる。この場合、年次通常総会提出の営業報告書は次の情報を記載しなければならない(商事会社法新217-4条)。

- 当期中に購入した株式数
- 平均購入価格
- 売買費用額
- 年度末に当社名義で登録されている株式の数、購入価格で評価されるその価格及びその額面価値

- 取得の理由と取得株式に対応する資本金部分である。なお、当該情報を記載していない営業報告書は、1966年商事会社法新454-1条(1981年12月30日法律により新設)により、2千～6万フランの罰金が課せられる。

② 証券市場での取引

公式市場ないし第2市場上場会社が、商事会社法新217-2条に規定する条件で、自社株式の株価を調整するために自己株式を購入ないし売却する場合、年次総会提出の営業報告書には次の事項を記載しなければならない(1981年12月30日法律により新設された1966年商事会社法新217-4条)。すなわち、

- 当期中に購入・売却した株式数
- 購入・売却の平均価格
- 売買費用額
- 年度末に当社名義で登録されている株式数、購入価格で評価されたその価格及びその額面価値

- 取得の理由と取得株式に対応する資本金部分である。なお、この情報を記載していない営業報告書は、同法新454-1条によれば、2千～6万フランの罰金が科せられる。

(ニ) 株式の引受・購入のオプションに関する情報
(1970年12月31日法律により新設、1987年6月17日法律により改正)

株式組織の会社は、その従業員のために、株式の引受・購入の権利を与える「オプション」を認めることが出来る(商事会社法新208-1条～208-8-2条、1967年デクレ新174-8条～174-21条)。

貯蓄に関する1987年6月17日法律以降、株式組織の会社は、上場の如何を問わずすべて、その従業員に株式の引受・購入のオプションを認めることができる。

この場合、通常株主総会で、認められたオプションの数、価格とその受取人及び引受・購入株式の数を毎年知らせなければならない(1966年商事会社法新208-8条、1967年デクレ新174-20条)。これにより、当該情報の営業報告書への記載義務が新たに課せられる。

(ホ) 一定の財務・見積情報(企業の倒産の防止と調停的解決に関する1984年3月1日法律により新設)

前述のとおり、この法令により資金計算書、見積資金計画表、見積成果計算書、流動資産(棚卸資産を除く)状況表と流動負債状況表の作成義務が新たに課せられた。これら会計書類は外部に公表されるものではないが(1966年商事会社法新340-

2条と新340-3条),これらに関する情報を総会提出用の「営業報告書」の中で分析し,報告しなければならない。

なお,作成義務のある企業は,決算日時点の従業員が300人以上あるいは純売上高が1億2千万フラン以上の会社である(1987年3月13日デクレ87-169号により改正された1967年デクレ新244条)。

以上の新たに加えられないし拡充された特定記載項目の他に,1966年商社会社法の規制当初から見られた特定項目がある。(へ)計算書類の作成様式と評価方法における変更,(ト)税務上の控除不能費用,(チ)最近3年度の配当額と税額控除額,に関する情報がこれである。

(へ)計算書類の作成様式と評価方法における変更

1966年商社会社法新341条によれば,商法典の第11条に規定する条件で,年次計算書類の作成様式・方法に変更が行われた場合,営業報告書にこれを記載しなければならない。当該義務は,旧341条に規定されていたものと基本的に変わっていない。

(ト)税務上の控除不能費用

租税一般法223-5条によれば,税務監査の結果,税務上の費用と認められなかった費用あるいは課税所得に戻し入れられた費用がある場合,これを営業報告書に記載しなければならない。

当該規定は,1965年7月12日法律65-566号により設けられたものであるので,1966年商社会社法の規制当初から記載が義務付けられていた情報である。

(チ)最近3年度の配当額と税額控除額

租税一般法243-2条によれば,「各年度の成果の処分のために社員ないし株主総会に提出される報告書とこれに付される議決案は,前の3年度の配当額と対応する税額控除額を記載しなければならない。」と規定され,法人税の課せられる商社会社の営業報告書は,最近3年度に支払われた配当額とこれに対応する税額控除額を記載しなければならない。

当該規定も同様に,1965年7月12日法律65-566号により設けられたものであるので,1966年商社会社法の規制当初から記載が義務付けられていた情報である。

以上,1966年商社会社法以降の理事会報告書の

規制を見てきた。当該法律以降の法的規制は,特に1980年代に入ってECレベルでの会計規制の調和化と当該規制の国内化,企業集団規制の強化等の影響を大きく受けてきた。

従来の「理事会報告書」の名称は,法律上,すべての商社会社を対象とした「営業報告書」と規定された。もっとも,株式会社の営業報告書は実践上依然として「理事会報告書」と呼ばれている。

株式会社の営業報告書の内容の規制については,従来の一般的表現による記載項目がさらに増えた。すなわち,従来の「経過年度の当社の活動,子会社の活動,当該活動の成果,実現した進歩ないし遭遇した問題並びに将来の見通し」に加えて,新たに「経過年度の会社の状況,予見できうる変化,決算日と計算書類作成日との間に生じた重要な事実,研究・開発に関する活動」が課せられた。新記載項目の前2項目は従来の記載項目と重複するが,後の「決算日と計算書類作成日との間に生じた重要な事実と研究・開発に関する活動」は実質的に新たに加えられたものである。

これら一般的な表現による記載項目の明示からは,現在の「株主に対する事業活動の状況と結果の報告」と将来の株主である「投資家への情報提供」の観点という1966年商社会社法の当初規制の特徴が見い出される。

しかし,より重要な点は,この一般的な表現による記載項目の他に,新たに一定の記載項目を具体的に特定したことである。これは一部を除いて従来見られなかった点であり,既述のとおり,企業集団規制の強化,インサイダー取引規制,企業倒産の予防,従業員の貯蓄保護等の特定の目的で,新たに開示義務が課せられたものである。

まず,「子会社,参加会社及び被支配会社に関する情報」及び「株式の相互持ち合いに関する情報」の規制は,企業集団規制の強化を目的とするものである。企業集団規制は,子会社ないし被支配会社の「少数株主」,「従業員」あるいは「債権者」の保護を目的とする⁽⁷⁾。すなわち,子会社,被支配会社の少数株主は,グループの名の下にこれら会社を犠牲にして実施される政策により,その利益を害される危険性がある。また,業績の悪い子会社の従業員は,グループの名の下で整理・解雇される危険性がある。さらに,子会社ないし

被支配会社の債権者は、親会社ないしグループの他の会社への資産・所得の移転により、その利益を害される危険性にさらされているからである。

「自己株式に対する当社の取引に関する情報」の規制は、「投資家の保護」のためのインサイダー規制の点から重要である。

「株式の引受・購入のオプションに関する情報」の規制は「従業員の利益保護」の点から求められるものである。

最後の「一定の財務・見積情報」の規制には、成果、資金等の見積情報に関する分析の記載義務付けにより企業倒産を予防する目的から、「債権者保護」の特徴が見出される。また、見積情報は「投資家への情報提供」の点からも重要な役割を有する。

b. 最近5年度の成果一覧表

当該一覧表が営業報告書に添付されなければならないのは従来の規制と同様である。但し、当初の法規定のモデル⁽⁸⁾は1985年3月1日デクレ第85-295号により廃止された。

しかし、これにより会社が自由に当該一覧表を作成できるかといえそうではない。COB（フランス証券取引委員会）により、プラン・コンタブルの示すモデルに準拠すべきことが勧告されている。このモデルは旧法規制モデルとほとんど同一と考えられる⁽⁹⁾。

c. 会計監査役報告書

会計監査役「一般報告書」は、総会前15日間本社に寄託される。また、総会終了後は、計算書類の承認後1ヶ月以内に裁判所書記課に提出する義務がある（1967年デクレ新293条）。これは1983年調和化法により新たに義務付けられた点である。当該報告書の記載内容についても、1983年調和化法により改正された。

会計監査役的主要職能は1966年商社会社法新228条（1983年調和化法により改正）に規定されている。それによれば、

- ・「会計監査役は年次計算書類が正規かつ真実であり、当年度の事業の成果および年度末における会社の財務状況並びに資産・負債について誠実な概観（image fidèle）を与えていることを証明するものとする（第1項）。」
- ・「会社がその計算書類に連結計算書類を附属

している時は、会計監査役は、また、当該連結計算書類が正規かつ真実であり、連結の範囲に含めた企業全体の資産・負債、財務状況及び成果につき誠実な概観を与えていることを証明するものとする（第2項）。」

「会計監査役は業務執行に対するあらゆる関与を除き、会計上の価値及び会計帳簿を検証し、会計と現行規定との合致性を監査する使命を有するものとする。会計監査役は、また、理事会（または取締役会）の営業報告書及び財務状況と年次計算書類につき株主に送達される書類の中に与えられている情報の真実性、及びこの情報と年次計算書類との合致性を検証するものとする（第3項）。」

である。

そこで、同法新157条2項によれば、会計監査役は、通常株主総会への報告書の中で、第228条により課せられた使命を遂行した旨を記載しなければならない。また、1967年デクレ新第193条（1983年調和化法により改正）によれば、会計監査役は株主総会提出の報告書の中で、次の事項に関して記載しなければならない。すなわち、

- －計算書類（年次計算書類と連結計算書類）の証明
- －理事会報告書、株主に送付される書類の中の情報で会社の財務状況や計算書類に関する情報の真実性とこれらの年次計算書類との合致性

である。これら二つの点については、1966年商社会社法の当初の規制と基本的には同じであるが、監査の中身が質的に変わった。つまり、監査対象の会計書類として注記・附属明細書と連結計算書類が新たに加えられ、また、証明すべき点として従来の「正規性」と「真実性」に加えて、「誠実な概観」という概念が新たに導入された。当該概念は、EC第4号指令を通じて導入されたものであり、もともとイギリス会社法会計の基礎的要請原則である「真実かつ公正な概観（true and fair view）」からきている⁽¹⁰⁾。

当該概念の導入により、利用者志向的会計の必要性が高まり、法的要求を超えてあるいはこれにとらわれず、利用者の情報ニーズに応じていくにあたっての会計専門家としての高度な判断の行使が求められることとなった。

なお、会社の状況に関して虚偽の情報を故意に提供ないし追認するすべての会計監査役は、当初の規制と同様1年～5年の禁固かつ2千～1万2千フランの罰金あるいはこれら2つのいずれかを科せられる（1966年商社会法457条）。

さらに、以上の記載項目の他に会計監査役の一般報告書には次の情報を記載しなければならない。すなわち、

- フランス領土内に本社を持つ会社における資本金の5%、10%、20%、33.3%、50%以上に相当する参加の取得あるいはそのような会社の支配の取得を記載すること（1966年商社会法新356条）。
- 会社資本金の5%、10%、20%、33.3%、50%以上を直接ないし間接に保有する個人・法人の身元を述べること。当期中に生じた変化を明らかにし、被支配企業の社名とそれが保有する資本金部分を示すこと（同法新356-3条）。
- 同法第95条と130条の規定のあらゆる違反を株主総会に通告すること（1988年1月5日法律88-15号により改正された1966年商社会法新97条と132条）。
- 評価方法等年次計算書類の作成方法の変更をその報告書で指摘すること（同法新341条）。
- 株式相互持ち合いに関する1966年商社会法新358条と新359条の適用において、会社の行う譲渡を総会に知らせること（1967年デクレ新251条2項）。
- 幹部がそれを言い落とした場合、税務監査の結果、控除可能費用から除外ないし課税所得へ戻し入れられた費用の総額を総会に知らせること（租税一般法223-5条）である。

なお、会計監査役の一般報告書が不作成ないし不完全な場合、総会の採決は無効となり、また、報告書提出の遅延の場合、総会は取り消される（1966年商社会法173条第2項）。この点は当初の規制と同一である。

他方、会計監査役は幹部の犯した違反を総会提出の報告書の中で明らかにしなければならない。この義務を怠れば民事責任を負う（同法新234条第2項）。

以上、1966年商社会法以降の会計監査役一般

報告書の法的規制を見てきた。当該法律以降の法的規制は、前述の営業報告書の規制と同様、ECレベルでの会計規制の調和化と当該規制の国内化、企業集団規制の強化等により大きく影響を受けてきた。

すなわち、計算書類の証明、営業報告書や株主送付書類における財務情報の真実性と計算書類との合致性の表明等の点では従来の規制と基本的には同じであるが、監査対象の会計書類として「注記・附属明細書」や「連結計算書類」が新たに加えられ、さらにEC第4号指令の国内化の結果、イギリス流の「真実かつ公正な概観」に相当する「誠実な概観」の概念が導入された。これにより、会計監査役の専門家としての判断の重要性が高まるものと見られる。また、営業報告書の規制に関連して当該報告書の特定記載項目について、例えば、自社の主要株主や他社への資本参加等に関して会計監査報告書でも言及する義務が新たに課せられた。

d. 決算書類

1966年商社会法以降の決算書類の法的規制については、EC会社法第4号指令（年次計算書類）を国内化する1983年調和化法とEC会社法第7号指令（連結計算書類）を国内化する1985年1月3日法律により大きく改正された。また、年次計算書類の作成義務付けは、企業集団規制の強化の観点からも重要である。

会計規則の基本的枠組みは、1983年調和化法と同年1月29日適用デクレ、一般会計に関するプラン・コンタブルの規定を承認し企業に義務づける1982年4月27日省令により構成され、さらに、これらに係る法令として、企業の倒産の防止と調停的解決に関する1984年3月1日法律とその1985年3月1日適用デクレ、連結計算書類に関する1985年1月3日法律とその1986年2月17日適用デクレがある。

1983年調和化法により、「一般経営計算書」、「損益計算書」および「貸借対照表」の構成は「貸借対照表」、「成果計算書」および「注記・附属明細書」の構成に変わった。1983年調和化法はこれら3つの決算書類を「年次計算書類」と称する。

（イ）年次計算書類の規制

「年次計算書類」の規制については、1983年調

和化法により非常に詳細な規定が設けられた。すなわち、その定義（商法典第9条）、評価規則（同12条）、会計諸原則（商法典第9条以下）その内の「正規性（régularité）」、「真実性（sincérité）」および「誠実な概観（image fidèle）」（同9条）、「継続性」（同11条）、「総額表示」（同13条）、「期首貸借対照表の不変性」（同13条）、「慎重性」と「経営の継続性」（同14条）、「事業年度の特定化」（同15条）、「減価償却と引当金」（商法典適用デクレ8条）等がこれである。

また、「貸借対照表」の規制については分類基準と項目（同デクレ10条～13条）、「成果計算書」についても同様に分類基準と項目（同デクレ14条～16条）が詳細に規定され、「注記・附属明細書」の最低限必要とされる内容（同デクレ9条他）も規定された。

1983年調和化法により新たに導入された「誠実な概観」の概念は、フランス企業会計に大きなインパクトを与えた。「誠実な概観」の概念はイギリス会社法上の「真実かつ公正な概観」に相当するものである。

野村教授によれば、「イギリスは従来慣習によって行われる会計を重視し、実務を尊重する会計が基調となってきた。具体的な評価方法や計算書類の様式についての正確なシェーマを厳格な法規制で課すことは不適切であり、むしろ不可能であるとさえ考えられてきた。用いるべき方法は実務から引き出されるべきものであって、企業の活動や性質によって限定されるべきものとされた⁽¹¹⁾。」との特徴が指摘され、このようなイギリスの会計環境の下では、法律は基礎的な一般原則を規定するだけで、他は個々の環境において何が最も適切かについて企業責任者、監査人の判断に委ねる方式が適切なものとして受け入れられてきた。すなわち、企業を取り巻く環境の不確実性、多様性等の要因を考慮すれば法律で詳細に規定するよりも基礎的な一般原則としての「真実かつ公正な概観」を与えるべく企業側の会計上の判断に委ねたほうがより適切と考えているのである⁽¹²⁾。

この概念が有効に機能するためには、企業幹部や監査人の高度な専門的判断が求められる。例えば、どのような情報が有用であるのか、いかなる情報がどのような利用者により求められているの

か、その情報ニーズに応えるためには何が必要か、等について専門的な判断が必要となる。また、会計規定からの離脱も生じうる。

従って、イギリスの「真実かつ公正な概観」の概念に相当する「誠実な概観」の概念の導入により、利用者指向性の高まり、経営責任者の責任の増大、会計専門家としての監査人の判断の重要性の増大、等の影響が生ずるものと見られる。

計算書類の側面では、個々の企業の環境を考慮した上で、常に「誠実な概観」を追求することが企業側に求められ、その際、必要となる「追加的な情報」や「補足情報」を収容する役割が「注記・附属明細書」に課せられている。すなわち、それは、貸借対照表及び成果計算書とともに年次計算書類を構成し、貸借対照表や成果計算書等の数値化された書類を正確に理解するために必要なあらゆる説明を含むものである。いわば、計算書類の読者の案内役としての役割を有している。また、注記・附属明細書は貸借対照表および成果計算書に記載されている情報を必要に応じて補完する。これは税法の計算書類に対する影響を理由に実施される調整にとって特に重要である。

このような役割を有する注記・附属明細書は貸借対照表および成果計算書とともに乖離不能な全体を構成する。従って、これら3つの書類が提供する情報の間で同質性が確保される必要がある。

注記・附属明細書については、利用者のニーズや企業の現実及びその活動に適合し、企業の財政状態と成果に関するすべての重要な情報を含むことが求められているが（同デクレ24条）、最低限必要な内容は次のように法的に規制されている。

1983年調和化法の規定による情報：

- ① 会計規定の適用が誠実な概観の原則に鑑みて不十分な時の追加的な情報（商法典新9条6項）
- ② 誠実な概観を提供するのに不適切である会計規定の離脱
- ③ 年次計算書類の表示と評価方法の変更（商法典新11条）

1983年調和化法適用のためのデクレの規定による情報：

- ① 製造原価に含まれる財務費用（商法典適用デクレ7条2項）

- ② 成果に戻し入れられた減価償却費（同デクレ8条5項）
- ③ 貸借対照表の数項目に属する資産・負債項目（同デクレ10条）
- ④ 組織費、応用研究・開発費、暖庫の項目の構成要素（同デクレ19条4項）
- ⑤ 5年超の期間に償却される応用研究・開発費（同デクレ19条5項）
- ⑥ 社償償還益の償却方法（同デクレ21条）
- ⑦ 費用・収益の見越計上（同デクレ23条）

リース取引の公表に関する1972年7月4日デクレ第12条（商法典適用デクレ53条により改正）による情報：

簡易注記・附属明細書の制度の適用を受けない商事会社で営業用の設備・プラント、不動産を入手するためにリース取引を用いる会社は、注記・附属明細書に次の情報を記載する。

すなわち、

- ① 契約時のこれら資産の価額
- ② 当期のリース料と前年度までのリース料の累積額
- ③ もしこれら資産が企業により取得されていたら年度末に計上されたであろう減価償却費と前年度までの減価償却累計額
- ④ 引き続き支払わなければならないリース料の決算日の評価額と契約書に規定されたこれら資産の残存購入価格の評価額。この情報は一年未満、一年以上五年未満、五年以上に振り分けられる。

である。

（ロ）貸借対照表の附属情報

次に、貸借対照表に附属しなければならない情報として次の情報を挙げることができる。

－子会社・参加会社明細書（1966年商事会社法357条）：

当該明細書は1966年商事会社法の当初の規制からその作成が義務付けられていた。また、そのモデルも1967年デクレに規定されていた。しかし、1983年調和化法適用のためのデクレ24条11項がその内容を新たに規定し、上記規定は連結計算書類に関する1985年1月3日法律により廃止された。

－1984年3月1日法律第5条規定の情報：

- ① 当社の提供した保証金、裏書、保証の一覧表

- ② 当社の提供した担保一覧表（1966年商事会社法新340条第1項）

－有価証券明細書と利益処分表（公式市場上場会社）：

1966年商事会社法新341-1条1項（1984年3月1日法律により新設）により、上場会社はこれらを年次計算書類に附属せしめなければならない。これら会社は、また、総会提出の利益処分表も附属せしめなければならない（同法新341-1条2項）。

－有価証券明細書（公式市場上場会社の子会社）：

公式市場上場会社の子会社でその資産総額が2千万フランあるいは保有有価証券の棚卸価値ないし市場価値が2百万フランを超える会社は、上場のいかんを問わず、その年次計算書類に有価証券明細書を添付しなければならない（1984年3月1日法律第341-2条）。

（ハ）簡易年次計算書類

商法典新10条3項によれば、年度末に、デクレに定める3つの基準のうち2つについてデクレの数値を超えない企業は、簡易年次計算書を採用することができる。これは1983年調和化法により認められた新しい措置である。

1983年調和化法適用のためのデクレ新17条の規定は次のように基準の数値を規定している。すなわち、

- ① 簡易貸借対照表と簡易成果計算書

- ・資産総額 150万フラン
- ・純売上高 300万フラン
- ・当期の平均正従業員数 10人

- ② 簡易附属明細書

- ・資産総額 1千万フラン
- ・純売上高 2千万フラン
- ・当期の平均正従業員数 50人

である。簡易貸借対照表と簡易成果計算書かつあるいは簡易附属明細書の作成が認められるためには、上記の資産、売上、従業員の3つの基準数値のうち2つをクリアしなければならない。簡易附属明細書の基準が厳しくなっている。

なお、簡易貸借対照表と簡易成果計算書の内容（1983年調和化法適用のためのデクレ18条）、簡易附属明細書の内容（同デクレ26条）は法定されている。

（ニ）連結計算書類

連結計算書類の規制は、EC第7号指令の国内

化のための1985年1月3日法律により全面的に改正された。さらに、1986年12月9日省令が国家会計審議会の設定した連結計算書類に関する方法を承認した。

連結計算書類とグループ営業報告書の作成義務は、会社が単独でまたは他の数社と共同で支配する時からあるいは当該会社に著しい影響を行使する時から、すべての商事会社に課せられる（1966年商事会社法新357-1条）。

但し、公式市場上場会社を除いて、グループの下位に位置する会社及び小グループについては当該義務が免除されている。グループの下位に位置する会社の条件を満たすためには、その親会社が連結計算書類を作成・公表していること（1967年デクレ新248-13条）、被支配企業の少なくとも資本金の1/10以上を保有する1人以上の株主ないし社員がそれに反対しないことが必要である（1966年商事会社法新357-2条1項）。

また、小グループの条件を満たすためには、親会社とそれが支配する会社全体で、連続2事業年度について、次の3つの基準の内2つの条件を満たさなければならない（同法新357-2条、同デクレ新248-14条）。すなわち、

- ・従業員が500人以下
- ・売上高が2億フラン以下
- ・資産総額が1億フラン以下

である。従って、中小会社については当該書類の作成義務が免除されている。

連結計算書類の作成・公表は、1986年2月17日デクレの規定（1967年デクレ新248-1条～新248-13条）とプラン・コンタブル（1986年12月9日省令により補完）に従って実施される。また、グループ営業報告書も作成しなければならない（1966年商事会社法新357-10条）。その際、年次計算書類と同様、正規性、真実性、誠実な概観の提供が求められる（同法新357-6条）。なお、作成日は連結会社の年次計算書類と同じ日である。

また、1966年商事会社法新168条の規定に従って、連結計算書類は株主に伝達されなければならない。さらに、同法新157条により、これを株主総会に提出する義務が課せられた。但し、承認は連結書類を除外して実施できるものとされている。

なお、連結計算書類の監査については、会計監

査役が当該書類の正規性、真実性、誠実な概観を証明し、グループ営業報告書の情報の真実性と連結計算書類との合致性を検証しなければならない。

以上、1966年商事会社法以降の決算書類の法的規制を見てきた。当該法律以降の法的規制は、前述の「営業報告書」及び「会計監査役一般報告書」の規制と同様、ECレベルでの会計規制の調和化と当該規制の国内化、企業集団規制の強化等の影響を大きく受けてきた。

すなわち、EC第4号指令の国内化による「誠実な概観」の導入と「注記・附属明細書」の重視、EC第7号指令の国内化による連結計算書類の作成義務付け等である。特に、「誠実な概観」の概念の導入は、利用者志向性の高まり、経営幹部の責任の増大、監査人の専門家としての判断の重要性増大等、企業会計に大きなインパクトを与えるものと見られる。

他方、商事会社法の会計規制はすべての商事会社に適用されることから、中小会社の負担軽減を図る目的で、「簡易年次計算書類」制度や連結計算書類作成義務の免除を認め、大会社と中小会社の会計規制を区別した点も重要である。

他方、1983年調和化法の規制により新たに多くの会計規定が法律の条文に盛り込まれた。また、貸借対照表、成果計算書の分類基準と項目が条文に規定され、注記・附属明細書の記載情報も法律で一部が規定された。

経営責任者や監査人の高度な専門的判断に重きを置くイギリス流の「誠実な概観」を導入する一方、法律に詳細な会計規定を新たに設ける大陸法系の会計制度独特の特徴がここに見い出される。

e. 特別報告書

これについては基本的に変わっていない。

以上、COB設立以降の企業年次報告書の法規制を、1966年商事会社法とそれ以降の法令との関連で考察した。年次報告書自体が法的規制の対象となっていないのは従来の規制と同様である。つまり、法的に規制されているのは年次報告書収容の個々の報告書・書類である。

これら報告書・書類の規制は、1980年代に入って、ECレベルでの会計規制の調和化と当該規制の国内化、企業集団規制の強化、インサイダー取引規制、企業倒産の予防、従業員の利益保護等の

目的から、大きく変わった。

まず、「営業報告書」の法的規制の分析から、従来の「株主・投資家保護」的な一般的な表現の記載項目に加えて、新たに「小数株主保護」、「債権者保護」、「従業員保護」を目的とする記載情報を特定した点が明らかとなった。この点から、「営業報告書」が多様な情報利用者の「主要情報伝達媒体」となる傾向が見い出される。この特徴は、前節で分析したとおり、1966年商社会法制定以前からフランス企業の年次報告書の実践に見られた特徴である。

次に、「会計監査役一般報告書」の法的規制の分析からは、EC会社法第4号指令と同7号指令の国内化により会計監査の内容が質的な変化を経験した。すなわち、計算書類が「誠実な概観」を与えることについて、会計専門家としての高度な判断が求められる。この影響を受けて、会計書類の監査証明や営業報告書の中の財務情報の検証に係る報告という従来の役割は不変であるが、「営業報告書」の役割の多様化とともに、会計監査役報告書も、例えば、財務情報に限定されない主要株主や資本参加等に関する報告の義務が課せられる等、その役割を多様化してきたと見られる。

最後に、決算書類の法的規制の分析からは、EC第4号指令と同7号指令の国内化により「誠実な概観」が導入され、当該概念の導入は利用者志向性の高まり、監査人の判断の重要性の増大等、企業会計に大きな影響を及ぼすものと見られた。

このように、営業報告書の多様な情報の主要伝達媒体化、会計監査役の専門家としての判断の重視、計算書類の利用者志向化等の特徴が、特に1980年代の各報告書・書類の法的規制に見られる特徴である。 [未完]

[注記]

(1) これについては、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割－株主総会時の情報の整備(2)－」法政大学経営学会『経営志林』第30巻第1号(1993年4月)133-135頁を参照されたい。

(2) 1966年商社会法では、株式会社の機関の形態として二つの方式を規定している。すなわち、

「理事会」の方式の株式会社と「取締役会+監査役会」方式の株式会社である。前者はフランスの伝統的な形態であり、後者はドイツを手本に新たにフランス法に導入されたものである。しかし、実践では「理事会」方式を選択する株式会社が大部分で、1989年の国立統計経済研究所(INSEE)のデータによれば、「取締役会+監査役会」方式の株式会社は全株式会社のわずか1%にすぎない(Merle P., *Droit commercial* 1990, p.359.)。

(3) *Mémento Pratique Francis Lefebvre, Comptable*, 1991, p. 958.

(4) これら見積財務情報書類の作成時期は次のとおりである。すなわち、半期書類としては流動資産状況表と流動負債状況表が挙げられ、各半期終了後4ヶ月以内にこれを作成しなければならない(1987年3月13日デクレ第87-169号により修正された1967年デクレ新244-1条)。

年次書類としては、資金計算書、見積資金計画表、見積成果計算書が挙げられる(同デクレ新244-1条)。このうち、資金計算書は年次計算書類と同時に決算日後4ヶ月以内に作成され、見積資金計画表と見積成果計算書は年度開始後4ヶ月以内に作成されなければならない。その上、見積成果計算書は下半期の開始後4ヶ月以内に修正する。

見積財務情報書類の作成様式については、1985年3月1日デクレがその規則を定めている(同デクレ新244-3条)。まず、表示と作成方法は正当な理由なく変更できない(報告書の中で説明する)。

さらに、資金計算書、見積資金計画表、見積成果計算書の項目は前年度同一項目の数値の情報を伴う。流動資産状況表と流動負債状況表の項目は、前2半期の数値の情報を伴う。

これら書類は、会社の資産の状況、その見積成果および資金調達的手段と見積りを明らかにする。必要ならば、年次計算書類に含まれるデータと比較するために追加的な情報が提供される。

伝達先は、会計監査役と企業委員会である(1966年商社会法新340-2条と新340-3条)。

(5) 多くの会社は、連結データを重視した一つの営業報告書を作成していることが指摘されている(Collection Villeguerin-Revue Fiduciaire, *L'approbation des comptes* 1989, p.40.)。

(6) Cluzel J., *La loi de 1987 sur l'épargne*

1987, livre II. 参照。

(7) Merle P., *op. cit.*, p.535.

(8) これについては、拙稿「フランス証券取引委員会の開示政策」法政大学経営学会『経営志林』第29巻第2号(1992年7月), 207頁を参照されたい。

(9) 新モデルについては、野村健太郎著『フランス企業会計』中央経済社1990年, 481頁を参照されたい。

(10) 「誠実な概観」の概念とそのフランス企業会計上の意義については、野村健太郎著, 前掲書, 227-251頁を参照されたい。

(11) 野村健太郎著, 前掲書, 229頁。

(12) 野村健太郎著, 前掲書, 231頁。